

テロの惨害にはグローバルな対応が必要

9.11 同時多発テロの発生時点で、テロに関する最初の国際協定 12 件の締約国となっていたのは、わずか 2 カ国でした。現在ではこれが 105 カ国にまで増えています。あらゆる国々のあらゆる人々にとって脅威となるテロの惨害に対処するためには、さらに多くの取り組みが必要です。

2006 年 9 月に総会が採択した「国連グローバル・テロ対策戦略」により、国際社会は、法の支配と人権を堅持するという公約を基本に、幅広い対策措置を通じてグローバルなテロへの対応強化を決意しました。

テロの防止と抑制に関し、16 の条約と議定書からなる共通の国際法枠組みが徐々にでき上がったことで、国際的な対応の基盤は整ったといえます。

現行テロ対策条約の現状：

テロ関連の国際協定のうち最初の 12 件は、1963 年から 1999 年にかけて、国際社会の合意により成立しました。これらは主として、航空機のハイジャックや人質事件、テロ行為とテロ組織に対する資金供与などの具体的なテロ事件への対応としてでき上がったものです。

2001 年まで、これら協定の批准と履行はなかなか進みませんでした。しかし、9.11 テロを受け、安全保障理事会が決議 1373 (2001)により加盟国に対してこれら条約と議定書の締約を呼びかけると、状況は一変しました。

第 11 回犯罪会議以後、国際法枠組みはさらに進化を遂げました。2005 年には「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」が採択され、2007 年 7 月 7 日に発効しました。この条約は、放射性物質または核装置の絡むテロ行為を犯した者の捜査、訴追および引渡しに際する国際協力の強化をねらいとしています。同条約の締約国は 2009 年 12 月 1 日現在で 58 カ国です。

同じく 2005 年、国際社会は「核物質の防護に関する条約」および海上の安全と大陸棚上の固定プラットフォームに対する脅威に関する 2 件の議定書の大幅修正に合意しました。しかし、これらは十分な批准/加入が得られていないため、まだ発効していません。

国際テロに関する包括的条約については、国連総会が設置したアドホック作業部会で交渉が続けられています。この条約では、テロを定義するとともに、その他現行条約で取り扱われていない問題があれば、これも盛り込むことになっています。包括的条約への合意が生まれれば、重要な政治的成果となるでしょう。

批准の促進には、さらなる取り組みが必要：

現行の 16 協定の批准は大きく前進しているものの、普遍的な批准には至っていません。とはいえ、条約の署名と批准それ自体が目的ではありません。その実効性を確保するためには、各国が国内で十分に機能するテロ対策の法的枠組みと、これを実施に移す能力を構築する必要があります。

総会は 2002 年、各国に対して要請に応じ、テロ対策の法的側面やこれに関連する側面での技術援助を提供することを中心に、国連薬物犯罪事務所（UNODC）テロ防止部の活動プログラム拡大を承認しました。

これを受け、2003 年 1 月には「テロ対策国際法制度の強化に関するグローバル・プロジェクト（Global Project on Strengthening the International Legal Regime against Terrorism）」が発足しましたが、現在までに 168 カ国が、UNODC テロ防止部門から法律面での専門的支援を受けています。この活動により、支援対象となった加盟国は 16 の国際協定につき、延べ 515 件の批准を行ったほか、67 カ国がテロ対策法または修正法の草案を作成しています。

テロ防止部はこれまで、ほぼ 9,000 人の刑事司法職員を対象に研修を実施しているほか、関連国際協定、特に批准率の低いものに関し、批准と法律施行に関する援助の提供を続けています。

今後の課題：

国際協定の普遍的批准と全面的履行を達成するためには、さらなる取り組みが必要です。2009 年 12 月 1 日の時点で、16 の国際協定すべてを締約しているのは 192 の加盟国のうちわずか 3 カ国で、12 件以上の協定の締約国も 120 カ国にすぎません。

批准だけでは不十分です。各国の刑事司法制度が法の支配と人権を全面的に尊重しながら、法制度の規定をテロに適用できる能力を強化するための援助提供に、一層の関心を向ける必要もあります。

UNODC テロ防止部が受け取る援助要請は、より長期的で詳細、かつ現地の実情に見合った援助を提供し、具体的な事件の捜査、訴追および審判に関与する刑事司法実務者に手を差し伸べる必要性を実証しています。こうした援助要請はまた、核、化学および生物兵器によるテロ、海事、テロへの資金供与、テロ目的でのインターネット利用への対策などのテーマ別に、より充実した専門的、かつ具体的なノウハウの育成と伝授の必要性も示しています。テロ防止部はさらに、テロ被害者支援の刑事司法的側面に関する能力育成も要請されています。

被疑者や被害者、証拠、証人、専門的知識または犯罪収益は、ある一国の司法管轄区域に収まらないことが多いため、国際協力は引き続き必要になります。刑事司法実務者は、テロ犯罪それ自体だけでなく、薬物や火器の密売・密輸、人身取引、マネー・ローンダリング、腐敗、ネット犯罪、なりすまし犯罪など、テロに関連する犯罪にも対応できなければなりません。組織的犯罪対策の常套手段の中には、テロ対策にも有効なものが多くあります。

テロ防止部は現在、活動の 90%以上を予算外の資金調達に依存しています。その技術援助活動を持続してゆくためには、通常予算配分の十分な増額と、予算外でも予測可能な多年度型資金の供与を通じ、十分な資金を確保する必要があります。

法の支配に基づく刑事司法面でのテロ対応の確立は、グローバルなテロ対策の鍵を握るだけでなく、その他の要素に必要な基盤と前提条件でもあります。国際社会は今、岐路に立たされています。テロ関連の国際条約と議定書の批准や履行は大きく前進しています。し

かし、これら国際協定の普遍的批准と全面的履行を達成するためには、まだ多くの作業が残されています。

さらに詳しくは、下記をご覧ください。

www.unis.unvienna.org

www.unodc.org

www.crimecongress2010.com.br

ライブ・ウェブキャストは下記をご覧ください。

www.un.org/webcast/crime2010